

一級河川揖保川、一般国道2号及び一般国道29号の整備事業の推進と  
姫路河川国道事務所の存続を求める意見書

一級河川揖保川は、全長70km、流域面積810㎢に及んでおり、流域は約80%が山間部であるため、急な勾配を形成しており、これまで度重なる水害を引き起こしてきました。

一般国道2号は、主要幹線道路であり、地域の経済活動を支える道路として、近畿管内でも有数の交通量が多い路線となっています。

また、一般国道29号は、古くから播磨地域の南北の交通を担う道路として重要な役割を果たしています。

当地域を管轄する国土交通省姫路河川国道事務所は、揖保川流域の堤防や護岸の改修をはじめとした治水事業に取り組むとともに、一般国道2号や一般国道29号の交通安全対策、交通混雑の緩和、沿道環境の改善に取り組んでおり、西播磨地域の安全安心なまちづくりや住民の生命と財産を守る重要な事業に大きく寄与しています。

特に、近年頻発するゲリラ的災害から守るべき整備や発生した災害の復旧は、迅速な対応が求められており、これらの事業は、国の責任において、重点的な予算配分を行うとともに、河川・国道の改修・維持管理を国の行政機関である姫路河川国道事務所が引き続き行うなど、下記事項について強く要望するものです。

記

- 1 公共事業予算を防災、生活関連、維持管理に重点配分するとともに、一級河川揖保川、一般国道2号及び一般国道29号の防災事業を含む整備事業において、災害発生時には、迅速に対応できる体制を確立すること。
- 2 一級河川揖保川、一般国道2号及び一般国道29号の防災事業を国の責任において実施するとともに、姫路河川国道事務所を存続させること。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年9月30日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣 } 様

兵庫県たつの市議会議長